

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 28 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 48）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 及び別添 2 のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添 1)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）】

問 1 令和 3 年 5 月 12 日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 5 年 4 月 28 日付けで薬事承認された「富士ドライケム IMMUNO AG ハンディ COVID-19 / Flu」（富士フイルム株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和 5 年 4 月 28 日より保険適用となる。

(別添 2)

調剤報酬点数表関係

問 1 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和 5 年 3 月 31 日保険局医療課事務連絡。以下、「3 月 31 日事務連絡」という。)の調剤報酬点数表 1. ③に示される服薬管理指導料の 1 又は 2 を算定する場合、書面による請求を行う保険薬局の診療報酬明細書等の記載等については、どのような取扱いとなるか。

(答) 書面による請求を行う保険薬局において、調剤行為名称を記載する場合においては、次に示す略号を用いて差し支えない。なお、その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)によること。

調剤行為名称	略号
3 月 31 日事務連絡に示す服薬管理指導料 1 を算定した場合: 3 月以内に再度処方箋を持参した患者(手帳あり)(特例)	薬コ A
3 月 31 日事務連絡に示す服薬管理指導料 2 を算定した場合: 3 月以内に再度処方箋を持参した患者(手帳なし)(特例)	薬コ B
3 月 31 日事務連絡に示す服薬管理指導料 2 を算定した場合: 3 月以内に再度処方箋を持参した患者以外(特例)	薬コ C